

平成19年6月14日成立9月19日施行の「飲酒運転」に関する道交法改正の要点

| | 改正前 | 改正後 | |
|---------------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 酒酔い運転 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 | 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 | |
| 酒気帯び運転 | 1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 | |
| 車両の提供 | 道路交通法罰則なし (刑法の幫助罪適用有り) | 酒酔い運転 | 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 |
| | | 酒気帯び運転 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |
| 酒類の提供 及び同乗 | 道路交通法罰則なし (刑法の幫助罪適用有り) | 酒酔い運転 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |
| | | 酒気帯び運転 | 2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 |
| ひき逃げ(救護義務違反) | 5年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 | 10年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 | |
| 飲酒検知拒否 | 30万円以下の罰金 | 3月以下の懲役又は 50万円以下の罰金 | |
| 飲酒運転と ひき逃げ | 併合罪として 7年6か月以下の懲役 | 併合罪として 15年以下の懲役 | |

道路交通法第六十五条には、

1. 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
2. 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

この「2.」を簡単な例でいえば、

- ・ その人が車の運転者とわかっていながら酒をすすめる。
- ・ 飲食店などでその人が車の運転手だと知っていながら酒を出す。
- ・ 運転手が飲酒をしたという事実を知りながら同乗する。

等の行為のことで明文化し、罰則が重くなりました。

車両の提供も明文化し、飲酒者と同じ罰則としています。